

熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分）交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分）の交付に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、「市町村等」とは、市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。

（交付額の算定方法等）

第3条 この補助金の交付額は、次により算定された額の合計額とする。ただし、算定された事業区分ごとの額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）算定方法

次表の第2欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業（以下「新型コロナウイルス感染拡大に伴う体制強化事業」という。）の国庫補助基準額（国庫補助内示額に2を乗じた額）を比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（2）補助対象経費等

事業区分	補助対象経費	補助率
新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等	新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援の受け入れ体制強化等の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金	1/4
新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金	1/4

(補助金の交付申請)

第4条 要項の規定にかかわらず、規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式とし、その添付資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 熊本県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分) 所要額調(別記第2号様式)
- (2) 熊本県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分) 事業計画書(別記第3号様式)
- (3) 歳入歳出予算(見込) 書抄本

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 事業により取得し、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 市町村等は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (8) 市町村等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 第1号から第6号までに掲げる条件。この場合において、市町村等にあつては、規定中「知事の承認」とあるのは「市町村等の長の承認」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「50万円」とあるのは「30万円」と、それぞれ読み替えるものとする。

イ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市町村等の長に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村等に返還しなければならない。

ウ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業等完了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 前号により付した条件に基づき、市町村等の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の変更交付申請)

第6条 要項の規定に関わらず、事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合の規則第7条第1項の変更申請書は、別記第4号様式とし、その添付資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 熊本県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分) 変更所要額調(別記第5号様式)
- (2) 熊本県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分) 事業計画書(別記第3号様式)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本

(実績報告)

第7条 要項の規定にかかわらず、規則第13条の実績報告書は、別記第6号様式とし、その添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 熊本県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分) 精算書(別記第7号様式)
- (2) 熊本県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分) 実績報告書(別記第8号様式)
- (3) 歳入歳出決算(見込)書抄本

2 要項第9条第3項及び第4項の実績報告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、別途定める日とする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年12月16日から施行し、令和2年度分について適用する。

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所

市 町 村 長
広 域 連 合 長 印
広域行政事務組合長

年度熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感
染拡大に伴う対応経費分）交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、熊本県障害者総合支援
事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分）を交付されるよう
熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第3条の規定
により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対
応経費分）所要額調（別記第2号様式）
- (2) 熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対
応経費分）事業計画書（別記第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本

別記第2号様式

熊本県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応経費分)所要額調

(市町村等名:)

単位:円

事業名	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	県補助 基本額 E	県補助 所要額 (E×1/4) F	県補助金 既交付決定額 G	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (F-G) H	備考
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域活動支援センターや日 中一時支援事業の受け入れ体制強化等			0		0	0			
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強 化事業			0		0	0			
合計	0	0	0	0	0	0			

(注1)本表に実施する事業の所要額を記入すること。

(注2)E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注3)F欄は千円未満を切捨てにすること。

別記第3号様式

熊本県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応経費分) 事業計画書

(市町村等名:)

事業内容	区分	事業内容	対象経費支出予定額(円)	算出内訳(円)	備考
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等	(1) 地域活動支援センター				
	(2) 日中一時支援事業				
	小計		0		
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う訪問入浴サービス等	(1) 訪問入浴サービス				
	(2) 意思疎通支援事業				
	(3) 移動支援事業				
	小計		0		
	合計		0		

※ 必要に応じて事業内容が分かる資料を別紙で添付すること。

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所

市 町 村 長
広 域 連 合 長 印
広域行政事務組合長

年度熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感
染拡大に伴う対応経費分）変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度熊本
県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分）
を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県健康福
祉補助金等交付要項第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 変更の理由

3 添付書類

(1) 熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対
応経費分）変更所要額調（別記第5号様式）

(2) 熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対
応経費分）事業計画書（別記第3号様式）

(3) 歳入歳出予算（見込）書抄本

別記第5号様式

熊本県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応経費分)変更所要額調

(市町村等名:)

単位:円

事業名	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	県補助 基本額 E	県補助 所要額 (E×1/4) F	県補助金 既交付決定額 G	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (F-G) H	備考
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域活動支援センターや日 中一時支援事業の受け入れ体制強化等			0		0	0		0	
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強 化事業			0		0	0		0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注1)本表に実施する事業の所要額を記入すること。

(注2)E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注3)F欄は千円未満を切捨てにすること。

別記第6号様式

番 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所

市 町 村 長
広 域 連 合 長 印
広域行政事務組合長

年度熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分）実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分）に係る事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

1 添付書類

- (1) 熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分）精算書（別記第7号様式）
- (2) 熊本県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応経費分）実績報告書（別記第8号様式）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本

熊本県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応経費分)精算書

(市町村等名 :)

単位:円

事業名	対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	県補助 基本額 E	県補助 所要額 (E×1/4) F	県補助金 交付決定額 G	県補助金 受入済額 H	差引超過不足額		備考
									超過額 (H-F) I	不足額 (F-H) J	
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域活動支援センターや 日中一時支援事業の受け入れ体制強化等			0		0		0		0	0	
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う訪問入浴サービス等体制 強化事業			0		0		0		0	0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注1)E欄にはC欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注2)F欄は千円未満を切捨てにすること。

熊本県障害者総合支援事業補助金(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応経費分)実績報告書

(市町村等名:)

事業内容	区分	事業内容	精算額(円)	算出内訳(円)	備考
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等	(1)地域活動支援センター				
	(2)日中一時支援事業				
	小計		0		
	(1)訪問入浴サービス				
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業	(2)意思疎通支援事業				
	(3)移動支援事業				
	小計		0		
合計			0		

※ 必要に応じて事業内容が分かる資料を別紙で添付すること。